

令和5年4月

第3回

横手市議会
臨時会議案

令和5年第3回横手市議会4月臨時会議案一覧表

(1) 報告第3号	専決処分の報告について	1	～	2
(2) 報告第4号	専決処分の報告について	3	～	4
(3) 報告第5号	専決処分の報告について	5	～	6
(4) 報告第6号	専決処分の報告について	7	～	8
(5) 報告第7号	専決処分の報告について	9	～	10
(6) 報告第8号	専決処分の報告について	11	～	12
(7) 承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	13	～	51
(8) 承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	52	～	55
(9) 承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	56	～	70
(10) 承認第4号	専決処分の承認を求めることについて	71	～	72
(11) 議案第51号	令和5年度横手市一般会計補正予算(第2号)			予算書の頁 予算書の頁

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出
横手市長 高橋 大

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年3月20日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年12月20日（火）午後1時20分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 444,840円 |

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出
横手市長 高橋 大

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年3月20日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和5年1月30日（月）午前11時50分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 49,203円 |

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出
横手市長 高橋 大

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年3月22日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和5年2月20日（月）午前8時20分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 21,918円 |

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出
横手市長 高橋 大

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年3月22日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和5年1月26日（木）午前5時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 92,855円 |

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出
横手市長 高橋 大

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年3月29日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|---------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和5年3月3日（金）午後3時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 3,225円 |

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出
横手市長 高橋 大

専決第12号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年4月7日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和5年1月16日（月）午前9時00分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 245,586円 |

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和5年4月28日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により、報告し承認を求める。

専決第8号

専 決 処 分 書

横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年3月31日専決

横手市長 高 橋 大

横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(横手市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 横手市市税賦課徴収条例（平成17年横手市条例第86号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書<u>によって</u>納入しなければならない。</p>	<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式<u>若しくは第5号の15の2様式</u>又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書<u>により</u>納入しなければならない。</p>
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第3</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第3</p>

1 項及び第 3 5 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 3 4 項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 2 項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 2 2 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

2～4 [略]

5 法第 3 2 1 条の 8 第 3 4 項に規定する申告書（同条第 3 3 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項又は第 3 1 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 1 4. 6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 3 5 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7. 3 パーセント）の割合を乗じて計算

1 項及び第 3 5 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 3 4 項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 2 項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 2 2 号の 4 様式又は第 2 2 号の 4 の 2 様式による納付書により納付しなければならない。

2～4 [略]

5 法第 3 2 1 条の 8 第 3 4 項に規定する申告書（同条第 3 3 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項又は第 3 1 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 1 4. 6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 3 5 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7. 3 パーセント）の割合を乗じて計算

した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 [略]

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.

した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 [略]

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.

3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 [略]

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者

(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1

3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 [略]

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者

(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3

項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 [略]

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額

項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 [略]

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額

若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、
施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付し
なければならない。

2 [略]

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の
市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合におい
て、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限
後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出さ
れたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の
確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に
係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明
細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記
載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認め
るときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係
る市民税の所得割の額を免除する。

若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、
施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様
式による納付書によって納付しなければならない。

2 [略]

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の
市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合におい
て、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限
後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出さ
れたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の
確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に
係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明
細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記
載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認め
るときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係
る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 [略]

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2 [略]

3 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。

4 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2・3 [略]

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2 [略]

3 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。

4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

- 5 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

- 5 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

1 3 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

1 4 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

1 5 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

1 6 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

1 7 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

1 8 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

1 9 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について

1 3 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

1 4 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

1 5 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

1 6 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

1 7 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

1 8 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

1 9 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について

て同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

22 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

26 [略]

27 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計

て同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

22 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

25 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

26 [略]

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第64条に規定する特例対象資産にあつては、零)とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 [略]

2～11 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 [略]

2～11 [略]

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

1 2 法附則第 1 5 条の 1 0 第 1 項の耐震基準適合家屋について同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 3 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 1 2 条第 1 9 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (4) [略]

(5) 施行規則附則第 7 条第 1 3 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) [略]

1 3 [略]

(5) 当該工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

1 3 法附則第 1 5 条の 1 0 第 1 項の耐震基準適合家屋について同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 7 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 1 2 条第 1 9 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (4) [略]

(5) 施行規則附則第 7 条第 1 7 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) [略]

1 4 [略]

(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 [略]

2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3・4 [略]

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 [略]

2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3・4 [略]

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 [略]

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 [略]

2 [略]

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する

第81条の5（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第15条の2 [略]

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 [略]

2 [略]

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表略]

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第44条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
---------	--------	--------

[表略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表略]

第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上

の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）

（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア

（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア

軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この

(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この

条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、

条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、

<p>当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 [略]</p>	<p>当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 [略]</p>
---	---

(横手市市税賦課徴収条例の一部改正)

第2条 横手市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メー</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、<u>側面</u>が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メー</p>

<p>トル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>ル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) [略]</p>
--	---

(横手市市税賦課徴収条例の一部改正)

第3条 横手市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 [略]</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 [略]</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又</p>

は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 [略]

(個人の市民税の徴収の方法)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 [略]

(個人の市民税の納税通知書)

は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。

3 [略]

(個人の市民税の徴収の方法等)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 [略]

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同

(1)・(2) [略]

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収す

じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)・(2) [略]

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与

べき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 [略]

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合計額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。

所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 [略]

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合計額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当

ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する第40条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金

金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初

給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) [略]

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて

日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) [略]

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて

準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第1

準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の

7条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 [略]

2・3 [略]

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 [略]

2 [略]

2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 [略]

2・3 [略]

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 [略]

2 [略]

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(横手市市税賦課徴収条例の一部改正)

第4条 横手市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 [略]</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 [略]</p> <p><u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則</u></p>

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2に

で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2に

において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の横手市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第3条、附則第2条第1項並びに第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第4条及び附則第2条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の横手市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき横手市市税賦課徴収条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」と

いう。) (中小事業者等が、同条に規定するリース取引 (以下この項において「リース取引」という。) に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の横浜市市税賦課徴収条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和5年4月28日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により、報告し承認を求める。

専決第9号

専 決 処 分 書

横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年3月31日専決

横手市長 高 橋 大

横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横手市国民健康保険条例（平成17年横手市条例第170号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定に基づき必要があると認めるときは、当該出産育児一時金に3万円を上限として規則で定める額を加算した額を支給するものとする。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定に基づき必要があると認めるときは、当該出産育児一時金に3万円を上限として規則で定める額を加算した額を支給するものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る横手市国民健康保険条例第4条の規定による出

産育児一時金の額については、なお従前の例による。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和5年4月28日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により、報告し承認を求める。

専決第10号

専 決 処 分 書

横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年3月31日専決

横手市長 高 橋 大

横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

横手市国民健康保険税条例（平成17年横手市条例第171号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>

第25条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合は、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当

第25条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除

する者を除く。)

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき5.2万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

2 [略]

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第25条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第26条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の

く。)

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき5.3万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

2 [略]

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第25条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第26条の2第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第

規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第25条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第26条の2 [略]

2 前項の届出書の提出において、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをい

1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第25条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第26条の2 [略]

2 前項の届出書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをい

う。) その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、当該書類を提示しなければならない。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第25条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金

う。) 又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)の提示を求められた場合には、当該書類を提示しなければならない。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第25条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金

額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 1 世帯主又はその世帯主に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 2 世帯主又はその世帯主に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所

額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 1 世帯主又はその世帯主に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 2 世帯主又はその世帯主に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所

得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若

しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条第1項の規定の適用について

しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3

は、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」と

条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるの

あるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10

は「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定

項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

21 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和

する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

21 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44

4 4 年法律第 4 6 号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額 (」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額の合計額 (」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額」と、第 2 5 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額」とする。

年法律第 4 6 号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額 (」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額の合計額 (」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額」と、第 2 5 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の横手市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

令和4年度横手市一般会計補正予算(第14号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和5年4月28日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により、報告し承認を求める。

専決第11号

専 決 処 分 書

令和4年度横手市一般会計補正予算(第14号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日専決

横手市長 高 橋 大

令和4年度横手市一般会計補正予算（第14号）

令和4年度横手市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,874,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更・廃止は「第2表 地方債補正」による。

令和5年3月31日専決
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		592,000	10,190	602,190
	1 地方揮発油譲与税	140,000	△2,190	137,810
	2 自動車重量譲与税	400,000	12,620	412,620
	3 森林環境譲与税	52,000	△240	51,760
3 利子割交付金		6,000	△3,456	2,544
	1 利子割交付金	6,000	△3,456	2,544
4 配当割交付金		15,000	5,372	20,372
	1 配当割交付金	15,000	5,372	20,372
5 株式等譲渡所得割交付金		15,000	2,059	17,059
	1 株式等譲渡所得割交付金	15,000	2,059	17,059
6 法人事業税交付金		80,000	60,442	140,442
	1 法人事業税交付金	80,000	60,442	140,442
7 地方消費税交付金		2,000,000	247,419	2,247,419
	1 地方消費税交付金	2,000,000	247,419	2,247,419
8 ゴルフ場利用税交付金		6,000	297	6,297
	1 ゴルフ場利用税交付金	6,000	297	6,297
9 環境性能割交付金		48,000	△12,713	35,287
	1 環境性能割交付金	48,000	△13,115	34,885
	2 旧自動車取得税交付金	0	402	402

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		53,001	14,355	67,356
	1 地方特例交付金	53,000	12,728	65,728
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1	1,627	1,628
11 地方交付税		19,601,897	1,430,438	21,032,335
	1 地方交付税	19,601,897	1,430,438	21,032,335
12 交通安全対策特別交付金		12,000	△2,909	9,091
	1 交通安全対策特別交付金	12,000	△2,909	9,091
15 国庫支出金		9,396,818	222,567	9,619,385
	2 国庫補助金	4,724,240	222,567	4,946,807
16 県支出金		4,184,302	13,890	4,198,192
	2 県補助金	1,965,297	13,890	1,979,187
18 寄附金		550,545	△93,347	457,198
	1 寄附金	550,545	△93,347	457,198
19 繰入金		4,092,170	△1,770,604	2,321,566
	2 基金繰入金	4,017,719	△1,770,604	2,247,115
22 市債		4,573,756	△125,500	4,448,256
	1 市債	4,573,756	△125,500	4,448,256
歳入合計		58,875,700	△1,500	58,874,200

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		16,223,145	△1,500	16,221,645
	2 児童福祉費	6,008,509	△1,500	6,007,009
歳出	合計	58,875,700	△1,500	58,874,200

第2表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設等解体改修事業	243,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選択した地方債については、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回る場合は、当該見直しを行った利率で借入することができる。	政府資金の場合は、借入先の融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	268,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選択した地方債については、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回る場合は、当該見直しを行った利率で借入することができる。	政府資金の場合は、借入先の融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
大型公共施設整備事業	408,700				402,600			
学童保育施設環境整備事業	6,800				6,100			
浄化槽設置事業	10,300				10,000			
西部斎場整備事業	83,200				70,300			
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業	43,600				43,400			
県営ため池等整備事業	59,400				59,300			
高能率生産団地路網整備事業	22,000				21,900			
生活基盤道路整備事業	244,500				237,800			
克雪施設改修事業	108,200				98,700			
社会資本整備総合交付金等事業（道路）	253,000				230,900			
急傾斜地崩壊対策事業	8,600				8,300			
道路施設排水対策事業	18,300				18,600			
街路灯・防犯灯LED化事業	15,900				14,900			

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路メンテナンス補助事業 (橋りょう長寿命化対策)	82,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選択した地方債については、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回る場合は、当該見直しを行った利率で借入することができる。	政府資金の場合は、借入先の融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	69,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選択した地方債については、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回る場合は、当該見直しを行った利率で借入することができる。	政府資金の場合は、借入先の融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
除雪機械購入事業	82,600				58,900			
地方街路整備事業（八幡根岸線）	8,100				8,000			
都市公園長寿命化対策事業	10,000				9,700			
公営住宅整備事業	67,000				66,100			
常備消防施設等整備事業	52,900				50,300			
消防施設整備事業	78,600				58,300			
スクールバス購入事業	19,800				15,000			
小学校長寿命化対策事業	472,500				473,600			
学校給食センター改修事業	87,400				79,200			
天下森スキー場整備事業	62,100				61,900			
林業施設災害復旧事業	16,800				12,500			
合 計	2,565,900				2,454,800			

廃止

(単位：千円)

起債の目的	限度額	備 考
ひとり親家庭等住宅整備事業	1,500	借入申込実績がなかったことによる。
重要伝統的建造物群保存事業 (保存整備事業)	12,900	事業計画を変更したことによる。
合 計	14,400	

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	592,000	10,190	602,190
3 利子割交付金	6,000	△3,456	2,544
4 配当割交付金	15,000	5,372	20,372
5 株式等譲渡所得割交付金	15,000	2,059	17,059
6 法人事業税交付金	80,000	60,442	140,442
7 地方消費税交付金	2,000,000	247,419	2,247,419
8 ゴルフ場利用税交付金	6,000	297	6,297
9 環境性能割交付金	48,000	△12,713	35,287
10 地方特例交付金	53,001	14,355	67,356
11 地方交付税	19,601,897	1,430,438	21,032,335
12 交通安全対策特別交付金	12,000	△2,909	9,091
15 国庫支出金	9,396,818	222,567	9,619,385
16 県支出金	4,184,302	13,890	4,198,192
18 寄附金	550,545	△93,347	457,198
19 繰入金	4,092,170	△1,770,604	2,321,566
22 市債	4,573,756	△125,500	4,448,256
計	58,875,700	△1,500	58,874,200

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	6,766,975	0	6,766,975	14,286		19,200		△33,486
3 民生費	16,223,145	△1,500	16,221,645	△13,557		△2,200		14,257
4 衛生費	5,852,013	0	5,852,013	△8,610		△13,200		21,810
6 農林水産業費	3,743,682	0	3,743,682	△123,148		△400		123,548
7 商工費	2,701,971	0	2,701,971	42,531			1,000	△43,531
8 土木費	8,500,324	0	8,500,324	320,072		△76,700		△243,372
9 消防費	1,813,099	0	1,813,099	△793		△22,900		23,693
10 教育費	4,214,307	0	4,214,307	△8,214		△25,000		33,214
11 災害復旧費	83,142	0	83,142		13,890	△4,300		△9,590
計	58,875,700	△1,500	58,874,200	222,567	13,890	△125,500	1,000	△113,457

2. 歳入

2 款 地方譲与税

1 項 地方揮発油譲与税

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	140,000	△2,190	137,810	1 地方揮発油譲与税	△2,190	地方揮発油譲与税 △2,190
計	140,000	△2,190	137,810			

2 款 地方譲与税

2 項 自動車重量譲与税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車重量譲与税	400,000	12,620	412,620	1 自動車重量譲与税	12,620	自動車重量譲与税 12,620
計	400,000	12,620	412,620			

2 款 地方譲与税

3 項 森林環境譲与税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 森林環境譲与税	52,000	△240	51,760	1 森林環境譲与税	△240	森林環境譲与税 △240
計	52,000	△240	51,760			

3 款 利子割交付金

1 項 利子割交付金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子割交付金	6,000	△3,456	2,544	1 利子割交付金	△3,456	利子割交付金 △3,456
計	6,000	△3,456	2,544			

4 款 配当割交付金

1 項 配当割交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 配当割交付金	15,000	5,372	20,372	1 配当割交付金	5,372	配当割交付金 5,372
計	15,000	5,372	20,372			

5 款 株式等譲渡所得割交付金

1 項 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 株式等譲渡所得割交付金	15,000	2,059	17,059	1 株式等譲渡所得割交付金	2,059	株式等譲渡所得割交付金 2,059
計	15,000	2,059	17,059			

6 款 法人事業税交付金

1 項 法人事業税交付金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 法人事業税交付金	80,000	60,442	140,442	1 法人事業税交付金	60,442	法人事業税交付金 60,442
計	80,000	60,442	140,442			

7 款 地方消費税交付金

1 項 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方消費税交付金	2,000,000	247,419	2,247,419	1 地方消費税交付金	247,419	地方消費税交付金 114,198 地方消費税交付金 (社会保障財源分) 133,221
計	2,000,000	247,419	2,247,419			

8 款 ゴルフ場利用税交付金

1 項 ゴルフ場利用税交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 ゴルフ場利用税交付金	6,000	297	6,297	1 ゴルフ場利用税交付金	297	ゴルフ場利用税交付金 297
計	6,000	297	6,297			

9 款 環境性能割交付金

1 項 環境性能割交付金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 環境性能割交付金	48,000	△13,115	34,885	1 環境性能割交付金	△13,115	環境性能割交付金 △13,115
計	48,000	△13,115	34,885			

9 款 環境性能割交付金

2 項 旧自動車取得税交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 旧自動車取得税交付金	0	402	402	1 旧自動車取得税交付金	402	旧自動車取得税交付金 402
計	0	402	402			

10 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方特例交付金	53,000	12,728	65,728	1 地方特例交付金	12,728	地方特例交付金 12,728
計	53,000	12,728	65,728			

10 款 地方特例交付金

2 項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1	1,627	1,628	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1,627	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 1,627
計	1	1,627	1,628			

11 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	19,601,897	1,430,438	21,032,335	1 地方交付税	1,430,438	特別交付税 1,430,438
計	19,601,897	1,430,438	21,032,335			

12 款 交通安全対策特別交付金

1 項 交通安全対策特別交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 交通安全対策特別交付金	12,000	△2,909	9,091	1 交通安全対策特別交付金	△2,909	交通安全対策特別交付金 △2,909
計	12,000	△2,909	9,091			

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	1,275,891	△97,505	1,178,386	2 総務管理費補助金	△97,505	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 △97,505
4 土木費国庫補助金	1,603,278	320,072	1,923,350	1 道路橋りょう費補助金	320,072	社会資本整備総合交付金(道路除雪) 70,072 臨時道路除雪事業費補助金 250,000
計	4,724,240	222,567	4,946,807			

16 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 災害復旧費補助金	40,855	13,890	54,745	1 農林水産業施設災害復旧費補助金	13,890	林業施設災害復旧費補助金 13,890
計	1,965,297	13,890	1,979,187			

18 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般寄附金	27,342	3,000	30,342	1 一般寄附金	3,000	一般寄附金 3,000
2 ふるさと納税寄附金	500,000	△100,000	400,000	1 ふるさと納税寄附金	△100,000	ふるさと納税寄附金 △100,000

18 款 寄附金

1 項 寄附金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 教育費寄附金	20,198	656	20,854	1 教育費寄附金	656	教育費寄附金 656
6 地方創生寄附金	1,400	1,000	2,400	1 地方創生応援寄附金	1,000	地方創生応援寄附金 1,000
7 商工費寄附金	0	1,997	1,997	1 商工費寄附金	1,997	商工費寄附金 1,997
計	550,545	△93,347	457,198			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	3,011,559	△1,288,845	1,722,714	1 財政調整基金繰入金	△1,288,845	財政調整基金繰入金 △1,288,845
2 減債基金繰入金	300,000	△300,000	0	1 減債基金繰入金	△300,000	減債基金繰入金 △300,000
5 公共施設等総合管理推進基金繰入金	290,000	△181,759	108,241	1 公共施設等総合管理推進基金繰入金	△181,759	公共施設等総合管理推進基金繰入金 △181,759
計	4,017,719	△1,770,604	2,247,115			

22 款 市債

1 項 市債

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	713,800	19,200	733,000	1 総務管理事業債	19,200	過疎対策事業債 19,200
2 民生債	415,200	△2,200	413,000	2 児童福祉事業債	△2,200	過疎対策事業債 △700 ひとり親家庭等住宅整備事業債 △1,500
3 衛生債	194,600	△13,200	181,400	1 保健衛生事業債	△13,200	過疎対策事業債 △13,200
4 農林水産業債	378,300	△400	377,900	1 農業事業債	△300	公共事業等債 △200 一般補助施設整備等事業債 △100
				2 林業事業債	△100	過疎対策事業債 △100
5 土木債	1,707,600	△76,700	1,630,900	1 道路整備事業債	△39,000	過疎対策事業債 △14,800 緊急自然災害防止対策事業債 △6,100 公共事業等債 △18,100
				2 橋りょう整備事業債	△12,400	過疎対策事業債 △12,400
				3 雪寒建設機械整備事業債	△23,700	過疎対策事業債 △23,700
				4 河川事業債	△300	緊急自然災害防止対策事業債 △300
				5 都市計画事業債	△100	公共事業等債 △100
				6 都市公園事業債	△300	過疎対策事業債 △300
				7 公営住宅建設事業債	△900	公営住宅建設事業債 △900
6 消防債	131,500	△22,900	108,600	1 消防事業債	△22,900	過疎対策事業債 △22,300

22 款 市債

1 項 市債

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
						緊急防災・減災事業債 △600
7 教育債	687,700	△25,000	662,700	1 学校教育事業債	△3,700	過疎対策事業債 △4,800 公共施設等適正管理推進事業債 1,100
				2 社会教育事業債	△12,900	過疎対策事業債 △12,900
				3 保健体育事業債	△8,400	過疎対策事業債 △8,200 辺地対策事業債 △200
8 災害復旧債	16,800	△4,300	12,500	1 農林水産業施設災害復旧事業債	△4,300	災害復旧事業債 △4,300
計	4,573,756	△125,500	4,448,256			

3. 歳出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
6財産管理費	872,935	0	872,935		25,300		△25,300		財産経営推進計画実施事業 財源振替	
7企画費	1,614,882	0	1,614,882	14,299	△6,100		△8,199		大型公共施設整備事業 財源振替 地方創生臨時交付金事業 テレワーク環境整備事業 財源振替 よこて市民応援商品券事業 財源振替 スマートフォン決済ポイント還元事業 財源振替 原油高騰対策運送事業者等支援 財源振替 行政事務効率化事業 財源振替	
計	5,912,784	0	5,912,784	14,299	19,200		△33,499			

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1戸籍住民基本台帳費	268,984	0	268,984	△13			13		証明書等コンビニ交付費 財源振替	
計	268,984	0	268,984	△13			13			

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	1,819,311	0	1,819,311	△10,752			10,752		低所得者生活支援事業 あつたか灯油助成拡大事業 財源振替	
3 障がい者福祉費	76,181	0	76,181	△481			481		地方創生臨時交付金事業 障害者支援施設等物価高騰対策事業 財源振替	
4 高齢者福祉費	631,727	0	631,727	△1,580			1,580		地方創生臨時交付金事業 介護保険施設等物価高騰対策事業 財源振替	
計	9,072,683	0	9,072,683	△12,813			12,813			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	1,579,435	△1,500	1,577,935	△744	△1,500		744	20 貸付金	△1,500	ひとり親家庭支援事業 地方創生臨時交付金事業 保育施設等物価高騰対策事業 財源振替
6 児童福祉施設整備費	19,734	0	19,734		△700		700			学童保育施設整備事業 財源振替
計	6,008,509	△1,500	6,007,009	△744	△2,200		1,444			

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 保健衛生総務費	504,605	0	504,605	△8,610			8,610		地方創生臨時交付金事業 二次救急医療機関物価高騰対策事業 財源振替	
7 環境衛生費	74,496	0	74,496		△300		300		浄化槽設置整備事業 財源振替	
11 斎場施設費	150,208	0	150,208		△12,900		12,900		斎場施設整備事業 財源振替	
計	3,538,550	0	3,538,550	△8,610	△13,200		21,810			

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 農業振興費	1,614,570	0	1,614,570	△118,311			118,311		地方創生臨時交付金事業 園芸作物規模拡大強化事業 財源振替 化成肥料低減支援事業 財源振替 肥料価格高騰対策事業 財源振替 農業経営継続支援事業 財源振替	
6 畜産振興費	55,099	0	55,099	△4,837			4,837		地方創生臨時交付金事業 飼料等高騰対策事業 財源振替	
8 農地費	1,045,425	0	1,045,425		△300		300		農業生産基盤整備事業 財源振替	

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									ため池整備事業 財源振替	
計	3,471,873	0	3,471,873	△123,148	△300		123,448			

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 林業振興費	212,483	0	212,483		△100		100		林道整備費 財源振替	
計	271,809	0	271,809		△100		100			

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 商工業振興費	1,852,138	0	1,852,138	42,531		1,000	△43,531		工業団地整備事業 財源振替 地方創生臨時交付金事業 プレミアム付商品券事業 財源振替 サテライトオフィス誘致推進事業 財源振替 横手産品・外食産業マッチング 支援事業 財源振替	

7 款 商工費

1 項 商工費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									市内宿泊支援事業 財源振替	
計	2,701,971	0	2,701,971	42,531		1,000	△43,531			

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 道路維持費	360,677	0	360,677		△1,000		1,000		街路灯・防犯灯管理費 財源振替	
3 道路新設改良費	905,724	0	905,724		△28,500		28,500		道路新設改良単独事業 財源振替 社会資本整備総合交付金等事業 (道路) 財源振替	
4 橋りょう維持費	273,000	0	273,000		△12,400		12,400		道路メンテナンス補助事業 (橋りょう維持) 財源振替	
5 雪対策費	2,565,371	0	2,565,371	320,072	△33,200		△286,872		道路等除雪費 財源振替 除雪機械購入費 財源振替 克雪施設 (流雪溝・消雪パイプ・消融雪溝等) 管理費 財源振替	
計	4,392,663	0	4,392,663	320,072	△75,100		△244,972			

8 款 土木費

3 項 河川費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 河川総務費	11,293	0	11,293		△300		300		急傾斜地崩壊対策事業 財源振替	
計	70,543	0	70,543		△300		300			

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 街路事業費	11,000	0	11,000		△100		100		地方街路整備事業 財源振替	
6 公園費	203,331	0	203,331		△300		300		社会資本総合整備事業 財源振替	
計	3,610,739	0	3,610,739		△400		400			

8 款 土木費

5 項 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 住宅建設費	112,817	0	112,817		△900		900		公営住宅整備費 財源振替	
計	336,478	0	336,478		△900		900			

9 款 消防費

1 項 消防費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 常備消防費	1,500,028	0	1,500,028	△793	△2,600		3,393		常備消防施設等整備事業 財源振替 地方創生臨時交付金事業 感染症対策救命資器材整備事業 財源振替	
3 消防施設費	144,812	0	144,812		△20,300		20,300		消防施設整備事業 財源振替	
計	1,813,099	0	1,813,099	△793	△22,900		23,693			

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 事務局費	740,688	0	740,688		△4,800		4,800		スクールバス運行事業 財源振替	
3 教育指導費	114,261	0	114,261	△346			346		地方創生臨時交付金事業 文化財等デジタル映像活用計画 策定事業 財源振替	
計	858,098	0	858,098	△346	△4,800		5,146			

10 款 教育費

2 項 小学校費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	931,222	0	931,222		1,100		△1,100		小学校長寿命化対策事業 財源振替	
計	975,117	0	975,117		1,100		△1,100			

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
4 芸術文化振興費	208,778	0	208,778		△12,900		12,900		重要伝統的建造物群保存事業 財源振替	
計	839,480	0	839,480		△12,900		12,900			

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 スポーツ振興費	427,516	0	427,516		△200		200		屋外体育施設費 財源振替	
2 学校給食費	855,100	0	855,100	△7,868	△8,200		16,068		学校給食事業 財源振替	
計	1,282,616	0	1,282,616	△7,868	△8,400		16,268			

11 款 災害復旧費

1 項 農林水産業施設災害復旧費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 林業施設災害復旧費	73,541	0	73,541	13,890	△4,300		△9,590		林業施設災害復旧事業 財源振替	
計	76,141	0	76,141	13,890	△4,300		△9,590			

地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額		
	当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額					
	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	4,228,700	△ 121,200	4,107,500	4,480,787		4,480,787	47,102,281	△ 121,200	46,981,081
(1)総 務	713,800	19,200	733,000	745,641		745,641	6,525,122	19,200	6,544,322
(2)民 生	415,200	△ 2,200	413,000	226,005		226,005	2,659,662	△ 2,200	2,657,462
(3)衛 生	194,600	△ 13,200	181,400	580,528		580,528	6,701,661	△ 13,200	6,688,461
(5)農林水産	378,300	△ 400	377,900	476,691		476,691	5,159,728	△ 400	5,159,328
(7)土 木	1,640,600	△ 75,800	1,564,800	991,396		991,396	9,944,675	△ 75,800	9,868,875
(8)消 防	131,500	△ 22,900	108,600	263,135		263,135	2,187,592	△ 22,900	2,164,692
(9)教 育	687,700	△ 25,000	662,700	971,105		971,105	12,423,093	△ 25,000	12,398,093
(10)公営住宅	67,000	△ 900	66,100	124,786		124,786	665,071	△ 900	664,171
2. 災害復旧債	16,800	△ 4,300	12,500	60,672		60,672	294,828	△ 4,300	290,528
(1)農林水産	16,800	△ 4,300	12,500	3,296		3,296	27,201	△ 4,300	22,901
合 計	4,573,756	△ 125,500	4,448,256	6,497,464		6,497,464	65,186,321	△ 125,500	65,060,821

議案第51号

令和5年度横手市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度横手市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,158,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月28日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,077,502	89,000	8,166,502
	2 国庫補助金	3,296,687	89,000	3,385,687
歳入	合計	59,069,300	89,000	59,158,300

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		14,714,527	89,000	14,803,527
	2 児童福祉費	5,466,188	89,000	5,555,188
歳出	合計	59,069,300	89,000	59,158,300

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,077,502	89,000	8,166,502
計	59,069,300	89,000	59,158,300

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民生費	14,714,527	89,000	14,803,527	89,000				
計	59,069,300	89,000	59,158,300	89,000				

2. 歳入

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	280,353	89,000	369,353	4 児童福祉費補助金	89,000	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 89,000
計	3,296,687	89,000	3,385,687			

3. 歳出

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	1,021,597	89,000	1,110,597	89,000				10 需用費	281	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 89,000
								11 役務費	324	
								12 委託料	4,895	
								18 負担金補助及び交付金	83,500	
計	5,466,188	89,000	5,555,188	89,000						